

福岡県新任期看護職員研修事業費補助金交付要綱【別表】

1 基準額	2 対象経費
<p>次の（１）から（３）により算出された額の合計額とする。</p> <p>（１）研修経費</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 新任期看護職員等が１名のとき １４６，０００円 （ただし、新任期保健師研修・新任期助産師研修のいずれかを含む場合１９４，０００円）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 新任期看護職員等が２名以上のとき ２１０，０００円 （ただし、新任期保健師研修・新任期助産師研修のいずれかを含む場合２５８，０００円、新任期保健師研修・新任期助産師研修の両方を含む場合３０６，０００円）</p> <p>（２）教育担当者経費 新任期看護職員等５名以上の場合に５名ごとに ７１，０００円</p> <p>（注）新任期看護職員数等の人数は、当該年度の４月末日現在に在職している新任期看護職員、新任期保健師及び新任期助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を７０名とする。 なお、新任期看護職員研修、新任期保健師研修又は新任期助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は１名として計上する。</p> <p>（３）医療機関受入研修事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア １名～４名を受け入れる場合 １施設あたり ３７，０００円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ５名～９名を受け入れる場合 １施設あたり ７５，０００円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ １０名～１４名を受け入れる場合 １施設あたり １８８，０００円</p> <p style="margin-left: 20px;">エ １５名～１９名を受け入れる場合 １施設あたり ２８３，０００円</p> <p style="margin-left: 20px;">オ ２０名以上受け入れる場合 １施設あたり ３７７，０００円</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 受け入れる新任期看護職員数が２０名を超える場合 １名増すごとに １５，０００円</p>	<p>新任期看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>新任期看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

1 基準額	2 対象経費
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 (3) は複数月で実施すること。2 (3) における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。	